

議案第 102 号

電源立地地域対策交付金基金条例の一部改正について  
次のとおり電源立地地域対策交付金基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 18 年 9 月 8 日

三 朝 町 長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 40 号

電源立地地域対策交付金基金条例の一部を改正する条例

電源立地地域対策交付金基金条例（平成元年三朝町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(積立て) 第 3 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。 <u>2 前項の積立ては、前条各号に定める措置又は事業ごとに区分して積み立てるものとする。</u> (運用益の処理) 第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、 <u>基金に積み立てるものとする。</u> <u>2 前項の積立てについては、第 3 条第 2 項の規定を準用する。</u>	(積立て) 第 3 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。  (運用益の処理) 第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、 <u>基金に編入するものとする。</u>

(処分)

第 6 条 基金は、第 2 条に掲げる措置又は事業の財源に充てる場合に限り、第 3 条第 2 項の規定による区分に従って、その一部又は全部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、第 3 条第 2 項の規定による区分によらず、第 2 条各号に掲げる他の措置又は事業の財源に充てることができる。

3 前項の規定により、基金の一部又は全部を処分した場合は、期間及び方法を定めて確実に本来の区分に従って積み戻さなければならない。

(処分)

第 6 条 基金は、第 2 条に掲げる措置又は事業の財源に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。